

## 社会福祉法人謙心会 第5回評議員会議事録

### 1 開催日時

平成29年6月27日 午後2時00分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

栃木県大田原市加治屋83-81

特別養護老人ホームにちにちそう 地域交流スペース

### 3 評議員総数 8人

### 4 出席した評議員の数及び氏名 8人

評議員：佐藤育子、渡辺 武、北本弘二、田代敏男、河崎眞佐子、中村修子、細岡 昇、

溝口喜代美、~~出席監事~~監事：木下武夫、室井敏夫 ~~出席理事~~：安藤美代子、増渕則雄

### 5 議題

- (1)議案第1号 平成28年度事業報告の承認について
- (2)議案第2号 平成28年度決算(計算関係書類及び財産目録)の承認について
- (3)議案第3号 理事の選任について
- (4)議案第4号 監事の選任について
- (5)議案第5号 第三者委員会規程の制定について
- (6)議案第6号 役員等報酬規程の一部改正について
- (7)議案第7号 経理規程の一部改正について
- (8)議案第8号 印鑑規程の一部改正について
- (9)議案第9号 第三者委員の選任について
- (10)議案第10号 社会福祉充実計画について

### 7 議事の経過及び結果

事務局 5月13日に挙行いたしました、特別養護老人ホームにちにちそう開設記念式典には、お忙しいところご出席をいただき感謝申しあげます。

それでは、第5回評議員会を開催いたします。尚、本日の評議員会は、補正予算、平成28年度の事業報告、決算、人事案件、諸規程の変更等ご審議いただく内容も非常に多くなっており、相当時間を要すことになりますので、要点だけの説明にさせていただきますので、ご了承をお願いします。はじめに安藤理事長からご挨拶をお願いいたします。

理事長 本日はお忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。又、先頃の開設記念式典でも大変お世話になりました。皆様のお蔭で、順調に新たな事業も開始することができております。今後とも宜しくお願ひいたします。

事務局 次に、議長選出ですが、定款第13条の規定によりまして、議長はその都度評議員の互選で定めると規定されておりますが、本日の評議員会の議長につきましては、北本弘二評議員にお願いしたいと思いますが、ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、北本様よろしくお願ひいたします。

議長 北本でございます。それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、皆

様のご協力をよろしくお願ひいたします。まず、本日の議事録署名評議員の選出につきましては、私から指名することで、ご了承いただきたいと思います。議事録署名評議員には、中村修子評議員及び田代敏男評議員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長

議事に入ります。

議案第1号 平成28年度事業報告の承認についてと議案第2号平成28年度決算の承認については、関連がございますので一括議題といたします。説明をお願いいたします。

事務局

それでは平成28年度の事業報告をさせていただきます。

平成28年度は平成11年より行って参りました特定非営利活動法人にちにちそうちの5事業6事業所の介護保険事業を、平成28年7月4日に社会福祉法人謙心会を設立し、平成28年10月1日より引き継ぎ行って参りました。また、平成29年4月には特別養護老人ホームを開設し、新たに地域密着型介護老人福祉施設事業と短期入所生活介護事業を開始しております。特別養護老人ホーム開設までの概要につきましては、後ほど報告させていただきます。

まず始めに通所介護（デイサービス）事業から報告させていただきます。今年度5つの目標を掲げ、個別のニーズに対応できるような自立支援を行って参りました。レクリエーションや行事にも全職員が一丸となって取り組み、ご利用者様に楽しんで頂けるように努めて参りました。又、介護保険外でありますが、デイサービス終了後の宿泊サービスにつきましても、必要・緊急時等にご利用者・ご家族様が安心して過ごせるように実施して参りました。

次に認知症対応型共同生活介護事業ですが、「報・連・相を通してチームワークの拡充に努める」を目標に、個別ニーズの目標に沿って、適宜にカンファレンスを行い、入居者様のケアにチームで取り組むことができました。

次に小規模多機能型居宅介護事業ですが、かじや・もとまちと2拠点で実施しておりますので、それぞれ報告させていただきます。先ずかじやですが、地域活動への参加と職員間の連携強化を目標に実施して参りました。地域との関りについては、例年通り大田原中学校とは職業体験や福祉委員の活動等を通して、多くの交流を持つことができましたが、事業所の所在地でもあります加治屋地区との関りについては未だ不十分であったと感じております。来年度は地域行事への参加、または地域の方を施設の行事にお誘いする等、より多くの関わり合いがもてるようにしていきたいと考えております。次にもとまちですが、職員のレベルアップと地域交流を目標に実施して参りました。各種勉強会を実施し、職員のスキルアップを図り、行事や運営推進会議等を通して地域との交流も積極的に行って参りました。利用者様に地域の一員であることを自覚していただけるように努めて参りました。

次に居宅介護支援事業ですが、今年度は4つの目標を掲げ、ご利用者・ご家族様が住み慣れた地域で安心して生活できるための支援を実施して参りました。又、各種研修会にも積極的に参加し、援助技術の向上に努めて参りました。28年度は主任介護専門員研修課程を1名が修了し、今後、困難事例の対応や当事業所はもとより他法人の介護支

援専門員からの相談にも対応できる事業所として活動が行えるように努めていきたいと考えております。

栄養管理についてですが、28年度より栄養士を配置し、季節の材料を使用し、行事に合わせた献立等を考えながら、低栄養者の栄養改善にも努めて参りました。また、家庭的な雰囲気を大切にしたいとの思いから、介護職員だけではなく厨房・事務職員も一緒に食事を食べて楽しく食事が摂れるように心掛けて参りました。

次に健康管理についてですが、各事業所に配置されております看護師を中心にご利用者様の体調管理と異常の早期発見・早期対応に努めて参りました。また、職員の健康管理についても、全職員を対象に定期健康診断を実施しました。

次に機能訓練ですが、機能訓練指導員を中心に多職種共同で、リハビリだけでなく、遊びを取り入れた遊びリテーションや排泄や入浴等の生活上の訓練も行い、ご利用者様の有する能力の維持・向上に努めて参りました。

次に職員研修については、研修計画に基づき施設内外の研修会等に積極的に参加し、スキルアップに努めて参りました。

次の防災対策につきましては、防災規定を制定し、マニュアルの整備や各種訓練を実施して、緊急・災害等の事故・被害が出ないように周知徹底を心がけて参りました。

委員会活動については、以下10の委員会を立ち上げ、各種マニュアルの整備や防止・対応策の検討等の活動を行いました。

次の苦情・要望等については、施設環境や送迎時間等に対するご意見やご要望があり対応させていただきましたが、特に苦情の申し立て等はありませんでした。今後もご利用者やご家族様との連携を密にして進めて参りたいと考えております。

次のページからは各事業所のサービス実施状況になります。

デイサービスのにちにちそうみはらの利用状況はマル1の表の通りとなっております。表の右下の一日の利用平均が12.2となっておりますが、前年度の同時期の平均が11.6でしたので、若干ですが利用増加となっております。マルの2が行事の実施状況になります。ご参考にしていただければと思います。次のページに移りまして、マルの3ですが、先ほどの説明の中にもありましたが、デイサービス終了後の介護保険外の宿泊サービスの実施状況になります。こちらも前年度の同時期が161名ですので、13名の増加となっておりますが、消防法の改正に伴って規制が厳しくなっておりますのと4月から開始したこちらのショートステイサービスへ利用を移されている方が多数おりますので、29年度は著しく減少すると思われます。しかし、今後もご家族の急用・緊急時等に対応できるように継続していく予定であります。

次ににちにちそうふじみ（グループホーム）の実施状況になります。先ほど同様にマル1の表が利用状況となります。同じく前年度と比べますと27年度の同時期の一日利用平均が8.1人、平均介護度は2.7、平均年齢87.8歳となっております。利用者数は増加しましたが、平均介護度と平均年齢は下がっております。マル2の行事実施状況についてはご参考にしてください。

次が2事業所あります小規模多機能型居宅介護事業の一つでありますにちにちそうか

じやであります。やはりマル1が利用状況になりまして、前年度の同時期の平均が23.7となっておりますので、利用者数は著しく増加しております。その理由として、平成27年度の介護保険法の改正によって小規模多機能型施設の利用定員の基準が緩和されました。それに伴い利用定員を25名から29名に変更したためであります。マル2の行事実施状況については、同様にご参考にして下さい。

次のページに移りまして、同じく小規模多機能型居宅介護事業のにちにちそうもとまちの利用状況になります。前年度の同時期の平均登録者数は23.0名であります。かじや同様に改正後、利用定員を増やしております。マル2の行事実施状況については、ご参考にしてください。

次ページは、2か月に1度行われておりますもとまちの運営推進会議の開催状況になります。地域密着型サービス事業者（当法人ではふじみ・かじや・もとまち、そして新たに特別養護老人ホームがそれにあたります）が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的として行っております。もとまち以外につきましては、各事業所の行事実施状況の中に記載されております。

次に参考資料として、1として理事会及び評議委員会開催状況、2として職員配置状況を掲載しております。ご参考にして下さい。

続きまして最後になりましたが、特別養護老人ホームにちにちそうの概要を説明させていただきます。にちにちそうは、特定非営利活動法人として介護保険事業を展開してまいりましたが、以前から特別養護老人ホームを運営したいという希望をもっておりました。特別養護老人ホームの運営は、社会福祉法人でないとできないため、平成27年12月10日に特別養護老人ホームの整備法人として大田原市から指定を受けたことに伴い、社会福祉法人設立の準備を進め、平成28年7月1日付で市から認可をいただき、同年7月4日に社会福祉法人謙心会を設立しました。特別養護老人ホームにちにちそうは、平成28年度大田原市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付を受けて整備した施設で、設計は株式会社安藤設計、建築工事はマルホ建設株式会社に行って頂き、平成29年3月13日に完成し、平成29年4月1日より特別養護老人ホーム事業とショートステイ事業を開始いたしました。

#### 理念として

- 一 私たちは、思いやりの心で良質な介護を提供し、自立した日常生活の支援に努めます。
  - 一 私たちは、一人ひとりの幸せと地域福祉に貢献します。
  - 一 私たちは、謙虚な姿勢を忘れず、自己研鑽(けんさん)に努めます。
- をかかげております。

施設は、木造平家建て、準耐火構造の建築物で、延べ床面積は、1709.92m<sup>2</sup> 約520坪になります。総工事費が約4億8千8百万円であります。規模でありますが、4つのユニットからなり、それぞれにグリーン・ブルー・イエロー・ピンクのイメージカラーがあります。特別養護老人ホームの定員が29名、ショートステイの定員が10

名、総勢 39 名の施設であります。現在の利用状況ですが、特別養護老人ホームは今月 15 日に 1 名が入居され満床となります。ショートステイにつきましては、一日平均 5 名程度の利用実績となっております。全室が個室で、冷暖房完備、共同生活室 1 と共同生活室 2 、トイレが 1 ユニットに 3 か所、浴室、共用部分に特殊浴槽、事務室、施設長室、ホール、相談室、厨房、地域交流スペースなどがあります。火災等の備えとしてスプリンクラー、消火栓が整備されております。火災、防災にも強い施設として建設いたしましたので、入居者の皆様方に安心してお住まいいただけるものと考えております。地域の皆様方から喜ばれる親しみの持てる施設となるよう努力してまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

続きまして、平成 28 年度決算の説明を行います。別冊の決算関係書類をご覧ください。

まず、かじや拠点区分の資金収支計算書であります。資金収支計算書は社会福祉法人が作成しなければならない財務諸表の一つであります。事業活動による収支や施設整備等による収支、その他の活動による収支にわかれています。事業活動による収支は、法人が経営する施設の介護報酬等と事業を実施するための経費を計上して収支を計算するものであります。

かじや拠点区分の資金収支計算書は、法人本部、特別養護老人ホーム、ショートステイ、小規模多機能施設のかじや、デイサービス、居宅介護支援センター 6 事業を一つに拠点として経理をしていくものであります。

かじや拠点区分は、小規模多機能施設のもとまちと富士見のグループホームの 2 事業を一つの拠点として経理をしております。

では、かじや拠点区分の決算からご説明いたします。

真ん中の決算の欄を中心にご説明いたします。

介護保険事業収入は、62,314,482 円で小規模多機能施設のかじや、デイサービス、居宅介護支援センター 3 事業所の収入であります。

次の、19,370,897 円は、デイサービス事業の 6 か月分の介護報酬であります。利用者数の減により、予算と比較しますと約 520 万円の減になっております。

次の、地域密着型介護料収入であります。32,677,843 円で小規模多機能施設かじやの介護料になります。

居宅介護支援介護料収入は、ケアマネジャー業務の収入で 3,147,692 円であります。

その他の事業収入の補助金事業収入は、46 万円は経営労務管理改善事業費補助金で就業規則等の改正をしたところであります。

その他の収入 894,665 円は、職員の給食費等であります。

事業活動収入計は 63,209,147 円となり、予算と比較し 6,015,853 円の減額であります。

次に支出であります。人件費支出は 51,489,690 円で収入に占める人件費割合は、81.6 % と非常に高くなっていますが、特養開設のために多めの職員配置にしたこ

とも要因の一つであります。

役員報酬は理事長 職員給料、賞与、非常勤職員給与は、約 40 名分の経費 法定福利費は、社会保険料や退職金の掛金等であります。

事業費支出が 17,555,528 円で主な支出は、給食費の 2,448,278 円電気、ガス、水道代の 1,518,724 円、消耗器具備品費の 10,775,873 円は、特養、ショートの開設準備の 10 万円以下の備品であります。

保険料は特養の新規の火災保険料等、賃借料は、コピー機等のリース料、車両費は、車のガソリン代であります。

事務費支出は 1,978,180 円でかなり予算を残したことになり、節約に努めましたことになります。

研修研究費は、ユニットケア研修に参加させた職員の経費であり、通信運搬費は切手代と電話代、業務委託費は、TMCへの顧問料等の支払、次のページになりますが、租税公課費 155,378 円は、印紙代、支払利息 568,800 円は、栃木からの短期借り入れの利子等であります。

事業活動支出計が 71,716,958 円で事業活動資金収支差額はマイナスの 8,507,811 円であります。

次に、施設整備等による収支で收入は、施設整備等補助金収入 134,993,000 円は、特養の建築補助金 1 ベット 400 万円で 29 床でありますので、11,600 万円、開設準備交付金として備品の購入補助金 1740 万円それに特殊浴槽の補助金 1593 千円であります。

施設整備等寄附金収入は安藤理事長から 2000 万円、NPO 法人から 2000 万円、施設整備等借入金収入は、3 億円が福祉医療機構、5400 万円が栃木銀行であります。

短期設備資金借入金収入は、9 月にマルホ建設に 1 億円、12 月に 5 千万円支払うために栃木銀行から借り入れものであります。

支出ですが、短期設備資金借入金元金償還支出、1 億 5 千万円は、マルホ建設に支払うために短期借入金の償還であります。

建物取得支出 4 億 6059 万 4 千円は、特養建物 4 億 4,874 万円

と追加工事費 648 千円 安藤設計への設計委託料 1 千万円 開発行為の費用 100 万円であります。

車両運搬具取得支出は特養の軽自動車購入費 1,320,533 円、器具及び備品取得支出 12,407,580 円は、10 万円以上の特養開設のために購入した備品で、特殊浴槽、ベット、冷蔵庫等であります。

施設整備等資金収支差額は、54,670,887 円での黒字であります。

その他の活動による収支で収入に NPO 法人の清算による収入で 1700 万円がありました。

当期資金収支差額合計は 63,163,076 円の計上であります。

当期末支払資金残高も同額であります。

次に、事業活動計算書ですが、資金収支計算の目的が、支払資金の収入と支出の内容を明らかにすることにあるのに対し、事業活動計算の目的は、事業活動の成果を明らかにすることにあります。

すなわち、社会福祉法人が1年間の事業活動を行った結果の損益の状況を反映した計算書が事業活動計算書です。

サービス活動増減の部の収益は資金収支計算書とほぼ同じであります。

費用の次のページになりますが、減価償却費は固定資産及びその他の固定資産の建物、車両等で新たに建設した特養の建物、備品、従来のにちにちそうかの引継いだ建物や備品等の償却額の累計 4,694,161 円であります。

特別増減の部の収益の施設整備等補助金収益は、134,993 千円で施設整備等の補助金であります。費用の項目の国庫補助金等特別積立金積立額として、後で説明します注記の 591,014 円を取り崩した額 134,401,986 円を積み立てたもので、実態はありませんが、毎年取り崩して会計処理を行うものであります。

最後の行になりますが、次期繰り越し活動増減差額が 86,564,302 円となります。

次に貸借対照表ですが、流動資産として 390,407,003 円で内訳は 預金 小口現金、それに事業未収金 375,666,621 円は、2月、3月分の介護報酬及び福祉医療機構、栃木銀行からの借入金であります。固定資産に 516,183,932 円は、基本財産として定款に乗っております土地 3 筆と特養、小規模多機能施設かじやの建物であります。

その他の固定資産 214,266,502 はN P O 法人からの移管されたもの、特養の軽自動車、特殊浴槽、ベット等であります。

それに、無形リース資産として、7,257,708 円は、介護記録等のためにソフトを購入した資産で、300 万円以上のリース契約は新会計基準資産として載せるようになったための計上であります。

資産の部合計は 906,590,935 円であります。

負債の部ですが、流動負債が 327,243,927 円は、事業未払金としてマルホ建設への工事費の残金、備品購入の支払分であります。他の支払金は、社会保険料、住民税等であります。

職員預り金は、社会保険料及び住民税等であります。

固定負債 361,380,720 円は、設備資金借入金として、福祉医療機構の 3 億円と栃木銀行の 5400 万円であります。

国庫補助金等特別積立金は、事業活動計算書で説明した、国庫補助金の積立額であり、次期繰り越し活動増減差額は 86,564,302 円とな

り、事業活動計算書の次期繰越し活動増減差額と一致するものであります。

負債及び純資産の部合計は 906,590,935 円となります。

以上で貸借対照表の説明を終わります。次に財産目録でありますが、貸借対照表の詳細を表しており、説明は省略させていただきます。

財務諸表に対する注記ですが、重要な会計方針として、減価償却の方法とリース資産について記載しております。

採用する退職給付制度は、福祉医療機構の退職金制度であります。

番号の 4 には、作成する会計書類について記載しており 5 では、基本財産の増減の内容と金額が記載されております。

6 では、国庫補助金等特別積立金の取り崩しについて記載し、591,014 円を取り崩しております。

担保に供する資産として、土地と特養の建物を福祉医療機構と栃木銀行の担保に入っています。

8 では、固定資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高を記載しております。

9 では、事業未収金の額を載せております。

他は該当なしであります。 以上で説明を終わります。

次に、ふじみ拠点区分であります。

小規模多機能施設もとまちとふじみのグループホームの 2 事業所の決算になります。

介護保険事業収入は、54,202,323 円でその内訳ですが、ふじみが 18,302,386 円 もとまちが 35,899,937 円であります。

利用者負担金収入は 4,243,177 円で食費、居住費等の利用者等利用料収入は 10,243,200 円であります。

職員の給食費等のその他の収入は、675,579 円であり、事業活動収入は 54,877,902 円となります。

人件費支出は 35,628,162 円で収入に占める人件費割合は、64.9% であります。

事業費支出は、7,840,830 円で給食費支出が 3,377,446 円で 43% を占めております。

主な支出は、電気、ガス、水道等の水道光熱費、土地代、家賃代の賃借料、車のガソリン代の車輌費等であります。

事務費支出は、734,436 円で予算をあまり使わずに節約し、200 万近い残額が出たところであります。

事業活動支出計が 44,203,428 円となり、事業活動資金収支差額は、10,674,474 円あります。

施設整備等による収支では、車両運搬具取得支出として、軽自動車の中古を 290,000 円で購入しております。

次のページになりますが、その他の活動による収支の収入に、栃銀からの長期運営資金借入金収入に 600 万円、NPO 法人の清算による収入に 300 万円を計上しております。

当期資金収支差額合計は、19,384,474 円で、当期末支払資金残高も同額であります。

次に、事業活動計算書であります。

サービス活動増減の部の収益は資金収支計算書とほぼ同じであり、費用もほぼ同じであります。最後の行に減価償却費 2,313,225 円は、NPO 法人から引き継いだ固定資産等の減価償却費であります。次のページの最後の行の次期繰越活動増減差額は、22,790,157 円であります。

次に貸借対照表でありますが、流動資産が 39,015,408 円で、預金、小口現金、事業未

収金は 2月3月分の介護報酬であります。

固定資産は 9,405,683 円でN P O 法人から引き継いだ固定資産であります。 資産の部合計が 48,421,091 円になります。

流動負債が 19,630,934 円でその他の未払金はかじや拠点からの一時借り入れをした返済分と社会保険料等で職員預り金も社会保険料、住民税等であります。

固定負債は栃銀からの借入金 600 万円であります。次期繰り越し活動増減差額が事業活動計算書の額と同額の 22,790,157 円であります。

負債及び純資産の部合計が 48,421,091 円であります。

次の財産目録であります、貸借対照表と同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

次の財務諸表に対する注記につきましても、かじや拠点とほぼ同じ内容になっております。

8番の固定資産の関係は記載の通りで9番の事業未収金も記載の通りであります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

ここで、監事の監査報告をお願いいたします。

木下監事 私たち監事は、社会福祉法人謙心会定款第19条の規定に基づき、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの6か月間の理事の職務の執行を監査しましたので、その方法及び結果について次のとおり報告します。

1 監査の日時及び場所。平成29年6月7日 特別養護老人ホームにちにちそう施設長室。

2 監査の方法及びその内容。監事は、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等について監査しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について監査しました。

3 監査意見。（1）事業報告等の監査結果、①事業報告等は、政令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している者と認めます。②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果、計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示していると認めます。

監事：木下武夫 室井敏雄

監査報告が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり、承認することにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第1号平成28年度事業報告の承認について、議案第2号平成28年度決算（計算関係書類及び財産目録）の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第3号 理事の選任について議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 社会福祉法人謙心会の理事は、評議員会の決議により選任することになりますが、旧理事の任期が満了となるため、新理事6名の選任について、評議員会の承認を求める。

#### 理事名簿

氏 名	住 所
安藤 美代子	大田原市薄葉1998番地55
吉成 仁見	大田原市新富町2丁目1番22号
中井 本秀	大田原市中央1丁目1番11号
鈴木 多喜	大田原市美原1丁目17番13号
井上 昌子	大田原市加治屋94番地524
増渕 則雄	大田原市宇田川1512番地5

議長 説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご質問があればお願ひしたいと思います。

議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。

議案第3号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第3号 理事の選任については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号 監事の選任について議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 社会福祉法人謙心会の監事は、評議員会の決議により選任することになりますが、任期が満了となるため、新監事2名の選任について、評議員会の承認を求める。

#### 監事名簿

氏 名	住 所
木下 武夫	大田原市富士見2丁目1606番地
室井 敏雄	大田原市浅香3丁目3606番地19

議長 説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご質問があればお願ひいたします。

- 議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。
- 議案第4号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- 議案第4号 監事の選任については、原案のとおり承認することに決定いたします。
- 議長 次に議案第5号 第三者委員会規程の制定について議題といたします。
- 提案理由の説明をお願いいたします。
- 事務局 第三者委員会規程につきましてご説明いたします。
- 16ページをご覧ください。
- 施設が提供するサービスの利用者及び家族等からの苦情の申し立てに対して当事者ではない第三者によって構成され、調査や検討などを行う機関で利害関係などのない立場から公正な判断を期するために設置されるものであります。
- 第1条は目的を定めております。第2条は、第三者委員の委嘱について定めておりまして、理事会で決定し、理事長が委嘱すると定めるものであります。
- 第3条は第三者委員の選任及び任期を定めております。任期は2年で民生委員を中心に選任したいと考えております。
- 第4条は、第三者委員会の運営に関する規定で、座長は互選で定める等を規定しています。
- 第5条は職務を定め、苦情申し立て人との話し合いや事情聴取を行うなどを規定しております。
- 第6条は施設内への立ち入り、第7条は守秘義務を第8条は委任規定であります。なお、第三者委員の選任につきましては、議案第10号で説明させていただきます。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。
- 質疑に入ります。何かご質問があればお願いいいたします。
- 渡辺評議員 先程の説明で「施設が提供するサービスに対し」とあったが、利用者や家族等の人  
が抜けていると思うが、どうですか？
- 事務局 ご指摘の通り説明では抜けておりました。しかし、定款にはしっかりとときさいされてお  
りますので、ご了解頂ければと思います。
- 渡辺評議員 分かりました。
- 議長 他に質問はありますか。ないようでありますので、お諮りいたします。
- 議案第5号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- 議案第5号 第三者委員会規程の制定については、原案のとおり承認することに決定いたします
- 議長 次に議案第6号 役員等報酬規程の一部改正についてを議題といたします。
- 提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 役員等報酬規程の一部改正についてご説明いたします。

別表1には、常勤役員等の報酬として理事長の報酬を定めておりますが、福祉医療機構から理事長の退職金を積み立てるための額について確認を求められ、役員報酬と看護師としての職務の給料を明確にするよう指導があつたため、理事長の職務として日額20,000円の報酬として月21日分を支給することで調整したいと考えております。なお、看護師としての給料は、5等級106号級の429,800円であります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご質問があればお願ひいたします。

渡辺評議員 以前は月額80万から85万と変更になったと思いますが、今回の決算はもう既に今回の報酬で行ったものということですか？

事務局 昨年の10月から今年の3月までは80万、今年の4月から85万で支給しており、今回承認いただければ、7月より理事長の職務として日額20,000円の報酬として月21日分、看護師として5等級106号級の429,800円の支給となります。

議長 他に何か質問はありますか。

ないようありますので、お詫びいたします。

議案第6号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第6号 役員等報酬規程の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします

議長 次に議案第7号 経理規程の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号経理規程の一部改正につきましてご説明いたします。

先の社会福祉法の改正により、経理規程の改正が必要になつたための改正であります。改正の主な点は、決算関係に新たな規定が加わったことと、会計監査が内部監査と任意監査にわかれしたこと、社会福祉法人の内部留保にメスが入れられ、お金のある社会福祉法人は、社会福祉充実計画を作成するための規定を設けたこと、財務諸表を計算書類という言葉に統一したことなどが主な改正内容であります。

24頁の新旧対照表をご覧ください。

目次でありますが、決算が57条から66条と4条追加されたこと。第11章が内部監査及び任意監査に改正されたこと第13章に社会福祉充実計画が追加されたことであります。

第2条の第10号を内部監査及び任意監査に関する事項に改正し、第12号に社会福祉充実計画に関する事項を加えます。

第4条の表題を改正し、2か月を3箇月に下記財務諸表を次の計算書類、以下計算関係書類という。を加えます。第4項の計算関係書類を及び財産目録に改め、第5項を加えます。

第 12 条第 3 項の頭の部分を会計伝票には、サービス区分と改めます。

第 13 条第 1 号と第 2 項を計算関係書類に改めます。

第 14 条は予算基準の規定であります、第 1 項を改正し、第 2 項及び第 3 項を加えます。

第 15 条の予算の事前作成を改め、第 32 条の表題を改め、第 5 項を加えます。

第 59 条及び第 60 条は計算書類に改めます。次のページですが

第 61 条の表題を改め、第 2 項と第 3 項を削ります。

第 62 条の計算書類の監査を全面的に改正し、第 63 条に計算書類の承認の規定を追加し、同様に第 64 条に計算書類の備置きを、第 65 条に所轄庁への提出を第 66 条に計算関係書類及び財産目録の公開を追加します。

第 11 章を内部監査及び任意監査に改めます。

第 13 章として社会福祉充実計画を加え、第 76 条に社会福祉充実残額の計算の規定を加えます。社会福祉充実残額を計算して残額がでますと社会福祉充実計画を作成することになります。

社会福祉法人謙心会の場合は、法人ができたばかりであり、残額が生じませんので、作成する必要はありません。

第 77 条は社会福祉充実計画の作成の規定であります。

23 頁に戻っていただきまして、附則として、この規定は平成 29 年 6 月 10 日から施行することとします。

以上で説明を終わります。

説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご質問があればお願いいいたします。

質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 7 号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 7 号 経理規程の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に議案第 8 号 印鑑規程の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 定款の改正により、理事長職務代理者の規定がなくなりました。そのため、印鑑規程の社会福祉法人謙心会理事長職務代理者の印をなくすための改正であります。

附則として この規程は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する旨、定めるものであります。

議長 説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご質問があればお願いいいたします。

質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 8 号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- 議案第8号 印鑑規程の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします
- 議長 次に議案第9号 第三者委員の選任についてを議題といたします。
- 提案理由の説明をお願いいたします。
- 事務局 第三者委員名簿をご覧ください。
- 第三者委員として、
- 上木哲雄 大田原市美原2丁目3220-6  
西塚とみ子 大田原市美原1丁目16-42  
関谷みつ枝 大田原市美原1丁目10-22  
の3人の方を選任したいと思います。 原案のとおりご承認くださるようお願い申しあげます。
- 議長 説明が終わりました。
- 質疑に入ります。何かご質問があればお願いいいたします。
- 田代評議員 同地区で関わりもあるため上木さんをよく知っているが、協力的に動いてくれる人ではないのではないかと心配に思うが、大丈夫ですか？
- 事務局 内情は良く分からぬが、ご本人からは了承を得ています。任期は2年となっているため、今後の関わりの中で次回の選任時に判断していきたいと考えております。
- 田代評議員 分かりました。
- 議長 その他、質問はありますか。質問もないようありますので、お諮りいたします。
- 議案第9号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- 議案第9号 第三者委員の選任については、原案のとおり承認することに決定いたします。
- 議長 次に議案第10号 社会福祉充実計画についてを議題といたします。
- 提案理由の説明をお願いいたします。
- 事務局 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以後、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされております。さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があるとされております。
- 社会福祉法人謙心会は、設立したばかりであり、所轄庁の大田原市と協議したところ、計画作成の必要はないとのことであります。当分の間、作成しなくてもよいように判断

- 議長 しております。
- 議長 説明が終わりました。
- 議長 質疑に入ります。何かご質問があればお願ひいたします。
- 議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。
- 議長 議案第10号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- 議長 議案第10号 社会福祉充実計画については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長 以上で、本日予定した議事は、すべて終了いたしました。
- 事務局 その他、皆さんから何かございましたら、お願いしたいと思います。  
8/27(日)に特別養護老人ホームにちにちそうの夏祭りを開催する予定で進めておりますので、評議員の皆様も是非お越しください。
- 議長 その他、何かあればお願ひいたします。
- 議長 無いようなので、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後3時30分）

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成29年6月28日

議長

北本弘二



議事録署名人

中村修子



議事録署名人

田代敏男

